

平素は「netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド Aコース(為替ヘッジあり)」(以下「Aコース」といいます。)および「netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド Bコース(為替ヘッジなし)」(以下「Bコース」といい、Aコースとあわせて「本ファンド」といいます。)をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

本ファンドは、2019年11月29日に設定20周年を迎えることとなりました。このように長期にわたり運用を継続することができましたのも、ひとえに受益者の皆様のご愛顧の賜物と深謝申し上げます。今後も更なる運用成果の向上に努める所存でございます。

本ファンドは、設定当初よりインターネット関連企業の株式を主な投資対象として運用を行ってまいりましたが、この20年間で投資対象市場が大きく変化を遂げてきたことに鑑み、本ファンドの運用方針、ファンド名称、信託財産留保額等を整備し、かかる変化に対応した信託約款へ変更することを予定しております。

信託約款の変更に関する詳細につきましては、次ページ以降のQ&Aをご参照ください。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

目次

Q1	これまでの運用状況を教えてください。	2ページ
Q2	この「信託約款の変更予定のお知らせ」は何ですか？	2ページ
Q3	信託約款の変更の内容を教えてください。	3ページ
Q4	「運用の基本方針」の変更を行うということは、運用戦略が変更されるのですか？	4ページ
Q5	なぜ信託財産留保額を廃止するのですか？	4ページ
Q6	なぜ適用する信託法の変更をするのですか？	4ページ
Q7	何か行動を起こす必要はありますか？	4ページ
Q8	異議申立てはどのように行いますか？	5ページ
Q9	どの受益者に異議申立てを行う権利があるのですか？	6ページ
Q10	信託約款が変更されるかどうか結果を知ることはできますか？	6ページ
Q11	異議申立ての結果にかかわらず、信託約款の変更を中止することはありますか？	6ページ
Q12	異議申立ての対象でない変更について、中止することはありますか？	6ページ
Q13	異議申立てによる買取請求とはどのようなものですか？	6ページ
Q14	異議申立てによる買取請求と通常の換金は、何が違うのですか？	7ページ
Q15	買取請求を行わない場合にはどうなるのですか？	7ページ
Q16	買取請求の手続きはどのようにすればよいですか？	8ページ
Q17	その他のご質問について	8ページ
	収益分配金に関わる留意点	9ページ
	ファンドの特色	10ページ
	投資リスク	10ページ
	お申込みメモ	11ページ
	ファンドの費用	11ページ
	委託会社その他関係法人の概要について	11ページ
	販売会社一覧	12～14ページ
	本資料のご利用にあたっての留意事項等	15ページ



信託約款の変更に関するQ&A

Q1: これまでの運用状況を教えてください。

設定来の運用実績は以下のとおりです。

基準価額・分配金再投資基準価額の推移



	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	過去5年	設定来
Aコース (為替ヘッジあり)	-3.71%	3.94%	7.89%	1.51%	60.43%	84.35%	52.35%
Bコース (為替ヘッジなし)	-5.49%	1.89%	5.00%	0.15%	77.02%	101.83%	123.59%

直近4期の分配金実績(1万口当たり、税引前)

	2017年11月30日	2018年5月30日	2018年11月30日	2019年5月30日	設定来合計
Aコース (為替ヘッジあり)	500円	500円	500円	500円	2,500円
Bコース (為替ヘッジなし)	500円	500円	500円	500円	5,330円

期間: 1999年11月29日～2019年8月末 出所: ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。上記の基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額は税金控除前の価額です。分配金再投資基準価額とは、本ファンドの決算時に収益の分配金があった場合に、その分配金で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額です。運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

Q2: この「信託約款の変更予定のお知らせ」は何ですか？

本ファンドは、設定当初よりインターネット関連企業の株式を主な投資対象として運用を行ってまいりましたが、この20年間で投資対象市場が大きく変化を遂げてきたことに鑑み、本ファンドおよび本ファンドの親投資信託の運用方針、ファンド名称、信託財産留保額等を整備し、かかる変化に対応した信託約款へ変更することを予定しております。

これらの変更の一部は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める信託約款の重大な内容の変更に該当するため、「信託約款の変更予定のお知らせ」にて受益者の皆様にお知らせするものです。詳しくはQ3をご覧ください。



信託約款の変更に関するQ&A

Q3: 信託約款の変更の内容を教えてください。

変更内容は、主に下記の5つになります。このうち、2)、3)、5)の変更は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める信託約款の重大な内容の変更には該当しないため、異議申立ての対象ではございません。

1) 運用の基本方針の変更

本ファンドにおいて、インターネットよりも包括的な概念であるテクノロジーという枠組みで運用の基本方針を組み替え、投資家の皆様に理解しやすい文言に変更します。

2) 名称変更

運用の基本方針の変更にともない、ファンド名称を変更します。
 ご愛顧いただいている「netWIN」は引き続き存続します。

	変更後	変更前
Aコース	netWIN <u>GSテクノロジー株式ファンド</u> Aコース(為替ヘッジあり)	netWIN <u>ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド</u> Aコース(為替ヘッジあり)
Bコース	netWIN <u>GSテクノロジー株式ファンド</u> Bコース(為替ヘッジなし)	netWIN <u>ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド</u> Bコース(為替ヘッジなし)
親投資信託	netWIN <u>テクノロジー株式マザーファンド</u>	netWIN <u>インターネット戦略マザーファンド</u>

3) 信託財産留保額の撤廃

一部解約時の信託財産留保額(基準価額の0.3%)を廃止します。

4) 適用する信託法の変更

本ファンドを旧信託法(信託法(大正11年法律第62号))の適用を受けるものから新信託法(信託法(平成18年法律第108号))の適用を受けるものに変更します。この変更により、重大な信託約款の変更等における受益者の権利行使の手続きが合理化され、手続きの複雑性および受益者の事務負担が軽減されます。

5) 文言の整備

弊社を委託者とする他の投資信託約款の記載と平仄を揃えるための変更を行います。



信託約款の変更に関するQ&A

Q4:「運用の基本方針」の変更を行うということは、運用戦略が変更されるのですか？

今般、本ファンドの「運用の基本方針」の文言の変更を行いますが、運用戦略を変更するものではありません。本ファンドは、インターネットが急成長を遂げつつあった1999年11月に、インターネットの成長により恩恵を受ける「インターネット・トルキーパー」企業を主要投資対象として、運用を開始しました。

その後もインターネットは成長を続けていきましたが、次第にあらゆる企業活動に当然のようにインターネットが活用されるようになり、またインターネット関連の事業を行う企業もインターネットだけではなく広く、テクノロジーの分野に進出していくことになりました。

このような状況のもと、本ファンドの運用においても、今後もインターネットの重要性は何ら変わらないものの、インターネットよりも包括的な概念であるテクノロジーという枠組みで運用の基本方針の組み替えを行います。投資家の皆様に理解しやすい文言に変更することを目的としており、実質的な投資対象を変更するものではありません。引き続きインターネットに関連するテクノロジーおよびその普及によって恩恵を受ける米国の情報技術セクターを中心とした銘柄構成となります。

Q5:なぜ信託財産留保額を廃止するのですか？

投資対象資産の取引コストの検証を行い、信託財産留保額の廃止により残存受益者にとって実質的に不利益とならないことが合理的に推察されたため、実施いたします。

Q6:なぜ適用する信託法の変更をするのですか？

本ファンドは、旧信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けるものとして1999年に設定されました。信託法は2007年に信託の多様化やニーズに合わせ新信託法(平成18年法律第108号)に大きく改正され、受益者の権利行使の手続きや受託者の義務等の内容の合理化が行われました。

適用する信託法を新法に変更することで、重大な信託約款の変更等における受益者の権利行使の手続きが合理化され、受益者にとってはメリットの少ない買取請求等の手続きが不要となります。手続きの複雑性や受益者の事務負担が軽減されるため、本ファンドの適用法を旧信託法から新信託法へ変更させることが受益者の利益に資すると判断しました。

Q7:何か行動を起こす必要はありますか？

本ファンドの信託約款の変更についてご同意いただける場合は、特にお手続きをいただく必要はございません。反対される場合は、書面で反対の意思表示をすることができます。この意思表示を「信託約款の変更に対する異議申立て」といいます。



信託約款の変更に関するQ&A

Q8: 異議申立てはどのように行いますか？

「信託約款の変更に対する異議申立て」を行う受益者の方は、以下に記載の宛先に封書等の書面にて、必要内容をご記入、ご捺印のうえ、2019年11月28日(木)までにご送付ください。同日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

宛先

〒106-6146 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ郵便局 私書箱44

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)」

信託約款の変更に関する異議受付窓口 ファンド顧客サービス部 宛

ご記入いただく内容

- 1) 異議申立ての日時(異議申立書の発信日)
- 2) 販売会社にご登録のお客様の住所(郵便番号)、お名前(署名・捺印)
- 3) ご連絡先電話番号
- 4) ファンド名「netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド
Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)」
- 5) 受益権を保有している販売会社、口座所属店名、投資信託口座番号
- 6) 受益権口数(2019年10月15日(火)現在)
(ご不明な場合はお取扱い販売会社の窓口までお問い合わせください。)
- 7) 信託約款の変更を行うことについて反対する旨
(例:「上記ファンドについて、信託約款の変更に異議を申し立てます。」)

※異議申立てをされた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。異議申立てをされた受益者につきましては、販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(弊社)との間で当該受益者に関する情報を共有することにご同意いただいたものとします。

※口座所属店名や投資信託口座番号が未記入の場合や、お名前およびご住所が販売会社に登録されているものと異なる場合等、記入内容に不備等がある場合には、異議申立てが無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、記入内容に不備等がある場合には、弊社または販売会社から確認のご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。その際、必要がある場合には本人確認書類等をご提出いただくことがあります。



信託約款の変更に関するQ&A

Q9: どの受益者に異議申立てを行う権利があるのですか？

2019年10月15日(火)の時点で受益権を有する受益者(2019年10月10日(木)までに購入のお申込みをされた方を含みます。)について、その時点で保有される受益権口数に応じた異議申立ての権利があります。2019年10月11日(金)以降に購入のお申込みをされ、取得した受益権につきましては異議申立ての権利はございません。また、2019年10月10日(木)までに解約のお申込をされた方にも、異議申立ての権利はございません。

Q10: 信託約款が変更されるかどうか結果を知ることはできますか？

信託約款が変更されることになった場合は、弊社のホームページにおきましてお知らせします。信託約款が変更されないこととなった場合は、その旨の新聞公告(日本経済新聞)が行われます。

Q11: 異議申立ての結果にかかわらず、信託約款の変更を中止することはありますか？

異議申立ての結果、信託約款の変更が可決された場合には、予定通り2020年2月29日時点で効力発生となる変更を実施します。中止することは予定しておりません。なお、Aコース、Bコース同時に約款変更を行う必要があるため、どちらかが否決となった場合は、両コースとも約款変更は行いません。

Q12: 異議申立ての対象でない変更について、中止することはありますか？

異議申立ての対象でない変更については、信託約款の変更が否決されない限り、予定通り2020年2月29日時点で効力発生となる変更を実施します。中止することは予定しておりません。信託約款の変更が否決された場合には、一部または全部を中止する可能性もあります。なお、Aコース、Bコース同時に約款変更を行う必要があるため、両コースとも同じ取り扱いをすることとします。

Q13: 異議申立てによる買取請求とはどのようなものですか？

信託約款が変更されることになった場合は、異議申立期間中に異議申立てをされた受益者の方は、販売会社を通じ、受託銀行である三菱UFJ信託銀行(株)に対して、買取請求期間中(2019年12月4日(水)から同12月23日(月)まで)に買取の請求ができます。

買取価額は、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受領した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.3%)を控除した額となり、通常の換金の場合と同様に課税の対象となります。

個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。

※税法が改正された場合には、取り扱いが変更になることがあります。

「信託約款の変更に対する異議申立て」をされた受益者が必ず買取請求を行わなければならないということではありません。



信託約款の変更に関するQ&A

Q14: 異議申立てによる買取請求と通常の換金は、何が違うのですか？

買取請求は異議申立てを行った受益者の方のみ行うことができます。買取は受託銀行で行い、代金は受託銀行からお客様指定の金融機関口座に送金されます。その際に、振込手数料は、お客様負担として買取代金から差し引かれます。諸般の手続きが必要となるため、通常の解約より支払いまでに日数を要する場合があります。また、買取請求を行ったあとは解約のお申込みを行うことはできなくなります。

なお、異議申立てを行った受益者の受益権の合計口数が過半数を超えて約款変更が行われない場合には、買取請求は実施されません。

買取請求の手続きにおいて法定書類を作成する際に、受益者のマイナンバー(個人番号)が必要となるため、受益者のマイナンバー(個人番号)および本人確認書類(通知カード、個人番号カード、個人番号の記載がある住民票の写しなど)のコピーを受託銀行である三菱UFJ信託銀行(株)に簡易書留によりご提出いただきます。簡易書留にかかる費用は受益者のご負担となります。

個人番号のご提出がない場合、買取請求は受理されません。

通常の換金は異議申立てをされた受益者でも、されていない受益者でも可能です。

通常の換金の場合には、振込手数料がお客様負担とはならず、支払いまでの日数は換金申込日から起算して5営業日目からのお支払いとなります。また、通常の換金においてはマイナンバー(個人番号)等のご提出は必要ありません。

Q15: 買取請求を行わない場合にはどうなるのですか？

本ファンドへの投資を継続していただくこととなります。

換金をご希望される場合は、異議申立期間中・買取請求期間中ともに、通常通り、本ファンドの換金のお申込みを受付けております。



信託約款の変更に関するQ&A

Q16: 買取請求の手続きはどのようにすればよいですか？

異議申立てをされた受益者の方には弊社より買取請求のご案内を送付します。

ご案内書類に同封されている1)「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書(個人用)」、2)「個人番号告知書 兼 届出書」、3)「マイナンバー確認書類ならびに本人確認書類」、をご提出いただきます。

1)「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書(個人用)」については、必要事項のご記入および販売会社お届け印をご捺印の上、2019年12月20日(金)の午後3時まで、販売会社の取引部店へ直接ご提出ください。記載事項に不備がある場合は買取請求を受理できないこともございますのでご注意ください。

2)「個人番号告知書 兼 届出書」については、必要事項のご記入をいただき、下記 3)とともに簡易書留にて受託銀行である三菱UFJ信託銀行(株)にご提出いただきます。

3)「マイナンバー確認書類ならびに本人確認書類」については、下記のいずれかを上記2)とともに簡易書留にて受託銀行である三菱UFJ信託銀行(株)にご提出いただきます。

A) 通知カードのコピー(表面)および「運転免許証」や「健康保険証」などの本人確認書類 または

B) 個人番号の記載がある「住民票」もしくは「住民票記載事項証明書」のコピーおよび「運転免許証」や「健康保険証」などの本人確認書類 または

C) 個人番号カード(両面)のコピー

1)、2)、3)のいずれにでも不備があった場合には、買取請求を受理できないこともございますのでご注意ください。

Q17: 其他のご質問について

上記以外のご質問につきましては、弊社にて「信託約款の変更についてのお問い合わせ専用窓口」を設けておりますので、以下の番号までお問い合わせください。なお、こちらのフリーダイヤル番号は、2019年10月15日付けで受益者の皆様にお送りした「信託約款変更のお知らせ」にも記載しております。

「信託約款の変更についてのお問い合わせ専用窓口」

0120-331-376

受付時間: 2019年10月15日(火)～2020年2月28日(金)

午前9時より午後5時まで。土・日・祝祭日を除きます。

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

ファンドの特色

1. 主に米国を中心とした「インターネット・トルキーパー」企業の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざします。
2. 「インターネット・トルキーパー」企業とは、メディア、テレコミュニケーション、テクノロジー、インターネット関連セクターにおいて、インターネット企業やインターネット・ユーザーに対しアクセス、インフラ、コンテンツ、サービスを提供し、かつ、インターネット業界の成長により収益が上げられるとポートフォリオ・マネジャーが判断した企業とします。
3. 「よりよい投資収益は、長期にわたって成長性の高い事業へ投資することにより獲得される」との投資哲学のもと、個別銘柄の分析を重視したボトムアップ手法により銘柄選択を行います。

「インターネット・トルキーパー」は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。本ファンドでは、「インターネット・トルキーパー」企業のほか、コスト構造、収益性、競争優位性の改善が期待できるインターネットのビジネス戦略を迅速に実践している企業や、ポートフォリオ・マネジャーが「持続可能なビジネス・モデルを持っている」と判断したインターネット企業の株式にも投資します。

Aコースは、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利のほうが低い場合この金利差分収益が低下します。Bコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

販売会社によっては、AコースとBコースの間でスイッチングが可能です。ただし、換金時と同様に信託財産留保額および税金をご負担いただきます。なお、販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは、「インターネット・トルキーパー」企業の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等のさまざまなリスクが伴うこととなります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に「インターネット・トルキーパー」企業等の株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が大きいと考えられます。また、本ファンドは、一定の業種に対してより大きな比重において投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティが高くより大きなリスクがあると考えられます。一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

為替変動リスク

本ファンドは、外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円での為替ヘッジを行わないBコースでは為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。Aコースは、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利のほうが低い場合、この金利差分収益が低下します。)

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

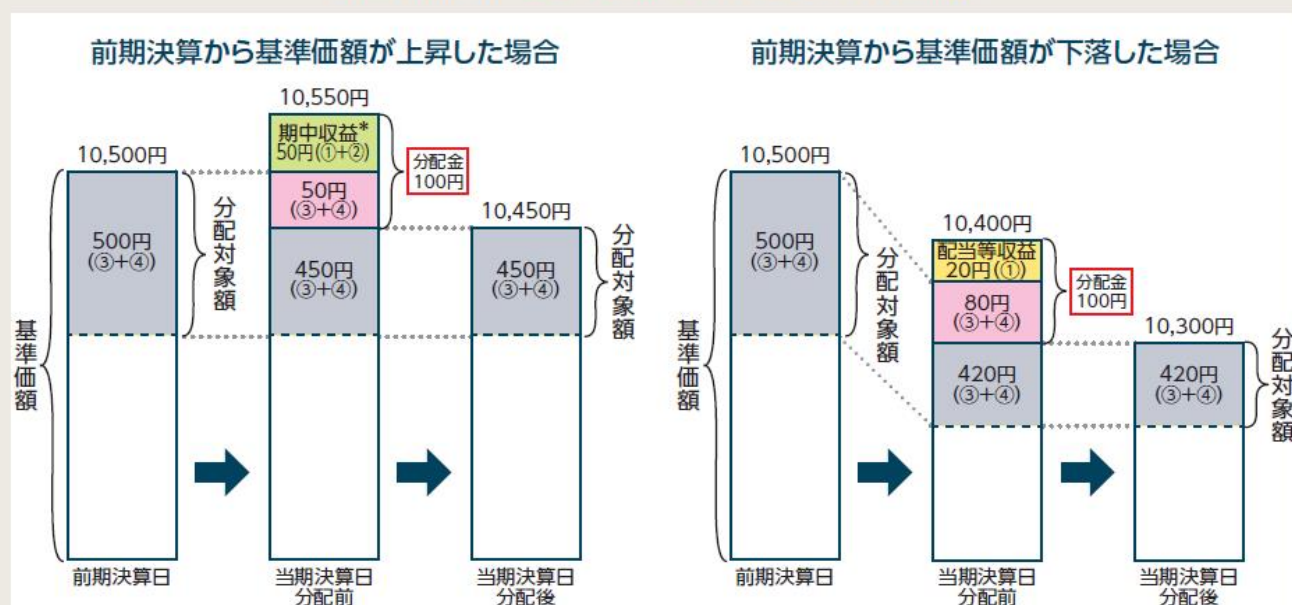
収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

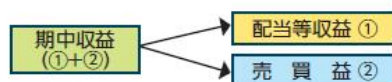
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



*上図の期中収益は以下の2項目で構成されています。



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の健全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社によって異なります。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額 ※信託財産留保額については、下記をご覧ください。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日(以下「ニューヨークの休業日」といいます。)
申込締切時間	「ニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
信託期間	原則として無期限(設定日:1999年11月29日)
繰上償還	受益権の総口数が各コースについて30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年5月30日および11月30日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の 限度額	各コースにつき5,000億円を上限とします。
スイッチング	販売会社によっては、AコースとBコースの間でスイッチングが可能です。 ※換金時と同様に、信託財産留保額および税金をご負担いただきます。
課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。ただし、NISAでの取扱商品は販売会社によって異なります。 配当控除の適用はありません。 原則、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 3.3%(税抜3%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
換金時	換金手数料	なし
	信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%
投資者が信託財産に間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率2.09%(税抜1.9%) ※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社その他関係法人の概要について

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号
加入協会:日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
信託財産の運用の指図等を行います。
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
(投資顧問会社)
委託会社より株式(その指数先物を含みます。)の運用の指図に
関する権限の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

- 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)
信託財産の保管・管理等を行います。
- 販売会社
本ファンドの販売業務等を行います。
販売会社については下記照会先までお問い合わせ
ください。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話:03-6437-6000
(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)
ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

販売会社一覧(1/3)

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○				
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○			○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○		○	○	○
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○		○	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○		○		○
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○				
株式会社SMBC信託銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○	○		○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○			○	○
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○			○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○				
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○			○	
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○			○	
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第6号	○				
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○			○	
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第2号	○				
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○			○	
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○			○	
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○				
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○			○	
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第2号	○			○	
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○			○	
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○			○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○			○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○			○	○

時点: 2019年9月10日

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

販売会社一覧(2/3)

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 投資信託協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○			○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○			○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○			○	
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○				
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○				
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○				
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○				
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○				
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○				
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○		○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○			○	○
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○				
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○			○	
野村証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○		○	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○				
PWM 日本証券株式会社 ^(注2)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○				○
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○		○	○	
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第20号	○				
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○		○	○	○

時点: 2019年9月10日

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

販売会社一覧(3/3)

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
みずほ信託銀行株式会社 ^(注1)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○		○	○	
三井住友信託銀行株式会社 ^(注1)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○		○	○	
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○			○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○		○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第180号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○				
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○				
ゴールドマン・サックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第69号	○			○	○

(注1) 本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。

(注2) Aコースの新規の購入申込み受付を停止しております。

くわしくは販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

時点: 2019年9月10日

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- 本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した資料です。投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書(交付目論見書)」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 弊社及びゴールドマン・サックス・グループで投資運用業務を行う関係法人を総称して「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」あるいは「GSAM」と呼ぶことがあります。
- 本ファンドは値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- 本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものでもありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。
- 個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。
- 本資料に記載された経済、市場等に関する予測は、資料作成時点での様々な仮定や判断を反映するものであり、今後予告なく変わる可能性があります。これらの予測値は特定の顧客の特定の投資目的、投資制限、税制、財務状況等を考慮したものではありません。実際には予測と異なる結果になる可能性があり、本資料中に反映されていない場合もあります。これらの予測は、将来の運用成果に影響を与えうる高い不確実性を伴うものです。したがって、これらの予測は、将来実現する可能性のある結果の一例を示すに過ぎません。これらの予測は一定の前提に基づく推定であり、今後、経済、市場の状況が変化するのに伴い、大きく変わることが考えられます。ゴールドマン・サックスはこれら予測値の変更や更新について公表の義務を有しません。
- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 本資料の一部または全部を、弊社の書面による事前承諾なく(I)複写、写真複写、あるいはその他いかなる手段において複製すること、あるいは(II)再配布することを禁じます。